

会 議 概 要

会議の名称		平成 30 年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議		
開催日時		平成 30 年 10 月 29 日		
開催場所		市役所 5 階 庁議室		
事務局（担当課）		政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	岡田委員、川端委員、松本委員、三田委員、宮田委員、若松委員、毛塚副市長（座長）、萩原スポーツ振興担当理事、神部政策イノベーション部長、高野財務部長、飯村市民部長（つくばウェルネスパーク所管）		
	その他	スポーツ振興課：池畑課長、武笠係長、井上主事、今泉主事		
	事務局	片野次長、大越課長、勝村課長補佐、吉岡課長補佐、中村係長、栗島主事、和田主事（記録者）		
公開・非公開の別		☐ 公開 ☒ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、情報公開条例第 5 条第 2 号（法人利益侵害）に該当する情報の聴取が予想されるため。		
会議次第		1 開会 2 会議の公開について 3 報告事項 対象施設の概要、募集概要及び申請状況について 4 承認事項 採点表における各審査項目の配点について （１）選定に関する基準について （２）各施設の採点表について （３）実績評価表について （４）採点表における加減点の承認について 5 つくばウェルネスパークに係る候補者決定 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点 ① T.P.H ウェルネス推進グループ ② シンコースポーツ株式会社 ③ アクアファーム 6 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定 7 閉会		

＜会議概要＞

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員の委嘱状交付式を開会いたします。

会議で使用する資料は机上配布しております。次第に配布資料一覧がござい

ますので、途中過不足があれば、事務局までお申し付けください。なお、本会議で使用する資料につきましては、「つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱」第5条の規定により、この選定検討会議のためにのみ使用するものとし、情報の取扱いについてはご注意くださいよう、改めてお願いいたします。

では、規定により、毛塚副市長がこの会議の座長となりますので、今後の進行は毛塚副市長に行っていただきます。よろしくお願いいたします。

○座長 それでは、会議を始めます。

次第の2 『会議の公開について』です。資料1をご覧ください。

会議の前半部分では、選定対象施設の概要及び募集概要等について所管課から説明するとともに、選定に係る採点表の承認を行います。これは「つくば市付属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」の非公開会議に該当しないため、公開で進めてまいりたいと思います。

その後、実際に申請者によるプレゼンテーションを実施し、ヒアリング及び委員による採点を行い、指定管理者候補者を選定します。

このプレゼンテーション、ヒアリングの際には、選定に必要な情報を把握する必要があるため、企業の内部事情やノウハウの聴取が予想されます。そのため、「つくば市情報公開条例」に規定される不開示情報を含むものとして、会議を非公開とすることが適当であると考えます。

意義のある方はいらっしゃいますか。

—異議なし—

それでは、選定に入るまでは公開で、選定の際には非公開で会議を行います。傍聴者の方がおられましたら入室させてください。

～傍聴者入室～

○座長 では、会議を再開いたします。

次第の3 『報告事項 申請状況について』です。

資料2を御用意下さい。

では、スポーツ振興課から説明をお願いします。

○スポーツ振興課 【資料2について説明】

○座長 只今の説明について、ご質問等ございますか？

特にないようですので、先に進めさせていただきます。続いて、『承認事項採点表における各審査項目の配点について』に移ります。

まず、採点表及び選定の基準点について事務局から説明をお願いします。

○事務局 【資料3～6について説明】

○座長 それでは採点表の承認を行います。スポーツ振興課より採点表について説明をお願いします。

○スポーツ振興課 【資料7について説明】

○座長 ただいまの説明について、御質問や御意見はございますか。

ないようですので、ウェルネスパークの採点表は、所管課の案のとおりいたします。

それでは次に、採点における加減点について承認を行うため、スポーツ振興課から、資料8「実績評価表」資料9「類似施設の運営状況」について説明してください。

○スポーツ振興課 【資料8、9について説明】

○座長 只今の説明について、御質問、御意見ございますか。

○委員 今まで3年契約だったのを、今回の募集から5年契約へと期間を延ばした事由を御説明願います。

○スポーツ振興課 同じ市民部内の指定管理者施設についても、5年とさせていただいているということもございますが、各業者の雇用の安定性の確保や、経営自体についても、長期の視点で計画が立てられ、今後の指定管理者についても長いスパンでの計画が可能になるという点から3年から5年に伸ばしました。

○座長 ありがとうございました。

それでは、実績評価表による採点表における加減点の承認を行いたいと思います。ウェルネスパークの加減点については、担当課からの報告のとおり評価ランクをBとし、採点表への加減点は0点ということでよろしいでしょうか。

—異議なし—

では採点表の「14 実績評価による加減点」の欄に0点と記入してください。

選定に関する説明は以上となりますが、全体通して御質問、御意見ございますか。

ないようですので、次第に従い、ウェルネスパークに係る指定管理者候補者の選定を行いたいと思います。

では、申請者によるプレゼンテーションに移ります。

1 者目の「T. P. Hウェルネス推進グループ」を入室させてください。

【T. P. Hウェルネス推進グループによるプレゼンテーション】

○座長 ありがとうございました。只今のプレゼンテーション又は申請書類等について御質問等ございましたらお願いいたします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他御質問等ございますでしょうか。

○委員 3点あります。非常に良い取組がなされていると思うが、つくばウェルネスパークの存在そのものがあまり知られていないと思う。利用に関しても、運動をするために来る人のことだけではなく、運動したくてもこれない人たち

が利用するための工夫等についてはどのように考えているのか。

もう一つは、非常に不便な場所にあると思うが、利用促進のためにT.P.H ウェルネス推進グループ独自で無料の巡回バスを運行するようなシステムは考えていないのか。

三点目として、場を提供するのは良いが、共生社会実現のために、利用の難しい方についてはどのように考えているのか。最終的なゴールとしては、どこを目指しているのか。

○T.P.H ウェルネス推進グループ 障害者への対応としては、非常に難しい問題ではあるが、温浴施設の中に障害者専用のお風呂があります。我々の力不足であり知られていないのかもしれませんが。障害者の運動指導については、人材の確保も必要になるため、いまのところ考えてございません。が、エルダーシステムでの対応も可能かと思います。

バスにつきましては、当初6年間バスを配置しましたが、利用者がほとんどいませんでした。年間に月3名程度の利用者でした。水泳教室についてもバスを用意しましたが、全部の区域をバスのみでは回れないので、個々の従業員に回らせたが、安全上の問題もあるため、28年度からは中止しました。

ウェルネスパークを知らない方もいらっしゃると思います。が、PRの方法については制約があるため、難しい状況です。

3つ目の御質問につきましては、新たな施策として、子どもたちへの支援強化をあげさせていただきました。体操教室や放課後の居場所としての利用や共働き世代の子どもが両親とのふれあいの場として利用できるよう講座を用意するなどしております。もうひとつは高齢者の居場所作りは従来からやっていますが、お風呂の利用だけでなく、運動指導や余暇活動の場としての利用を進めていきたいです。

地域特性についても分析し、背景の変化もあると思うので、その結果として子育て支援と高齢者ネットワーク、健康支援が必要だとしました。新たな自主事業も計画し、エルダーシステムも取り入れる予定でございます。

来年10周年を迎える予定ですので、トップアスリートとの会談や、利用者への感謝状等も予定しております。

○座長 事務局の方から、PR方法の制限について補足をお願いします。

○スポーツ振興課 今回の指定管理者募集仕様書の中の、13ページに、市内でプールや運動施設を運営している業者との運営内容やボリュームによって他社を圧迫しないような運営に努める、というようなことを開館当時に各社と確認しているというようなことがあり、1年や2年の長期間を通しての教室で、利用者を囲うようなことは避けることや、新しいものの企画の際にも、お互いに配慮しましょうというような確認書を取り交わしています。ですから、PRを行ってはいけないということではなく、特に自主事業を行う際には配慮しましょう、というような内容になっております。

○座長 ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○委員 入場者数について、今後の見込をみると、つくば市の人口は増えていくとされているが、利用者数の増加幅は控えめに見積もっているようだが、どのような考えか。また、平日と休日の利用者数の変化についてはどのように考えているか。

○T. P. Hウェルネス推進グループ おっしゃるとおりです。ちょっと無理すれば達成できるだろうという数字を掲げております。中心部では人口は増えておりますが、自分で移動が難しいかたもいらっしゃるので、控えめに見込んでおります。

○委員 簡潔にお答えいただきたい。まず、施設のクリーン度、清潔度は10点満点で何点か。

○T. P. Hウェルネス推進グループ 10点満点中9点です。残念ながら満点ではございません。

○委員 人と人とがつながる、というのはつくば市のスポーツ推進計画のキャッチフレーズですが、これはどういうことを指しているのか。

○T. P. Hウェルネス推進グループ 様々な来訪者、その両親などみんなが仲間作りができる、指導者と指導させるものについてもつながりはもちろんあると思います。

○委員 人員配置図を見ると、プール指導員9人、運動指導員5人、過去ここについてはどういう配置を行ったのか、今後どうしていく予定か、一言お願いします。

○T. P. Hウェルネス推進グループ 人員については3年に一度移動しております。その他パートやアルバイトについても人員の移動はございます。

○座長 ありがとうございます。

質疑応答はこれで終了させていただきます。申請者の方は御退出くださるようお願いいたします。

【申請者退出】

○座長 それでは、採点の方お願いいたします。採点にあたりまして、何かございましたら、お願いいたします。

○委員 利用料金については、業者で設定できるものなのですか。

○スポーツ振興課 基本的に条例で定めているなかで、市長や担当課と協議し、金額を設定しております。

○委員 平日と休日の差についても規定してあるのですか。

○スポーツ振興課 現状の利用料については、曜日によって変えるなどはして

おりません。指定管理者制度導入をしていない他の体育施設についても、曜日による変化はつけてございませんが、できないということではないです。

○座長 採点の方はよろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。

続いて2者目、シンコースポーツ株式会社になります。事務局は申請者を入室させてください。

【シンコースポーツ株式会社によるプレゼンテーション】

○座長 ありがとうございます。只今のプレゼンテーション又は申請書類等について御質問等ございましたらお願いいたします。

○委員 ウェルネスパークはつくば駅から北にかなり離れた場所にあります。御社は指定管理者に関しましては数多く実績があり、まさにプロだと思いますが、一方で市民の健康増進についてあの場所で取組むにあたり、市民にどういった健康課題があるとお考えかをお伺いしたいと思います。

○シンコースポーツ株式会社 私どもは、今回の事業参画にあたり、人口動向を調べました。実際に子どもの数は微増であり、20代～40代のかたは、つくば市から出て働いて、つくば市に戻ってくるということで、運動する機会が非常に少ない。今回の事業に関しましては、まず20～40代のかたに向けた事業としてスポーツへの参加率を上げていこうという狙いがございます。また、高齢化も進んでくということで、高齢者向けの取組として、独自の教室事業の展開も考えております。そこで参加率をあげながら、スポーツの実施率もあげていこうと考えております。また、子どもに関しましては、未来ある子どもたちための事業は重要課題でありと考えております。子育て世代に向けた取組を行うことで、こどもが施設のなかで遊べるボルダリングや、頭を使った取組なども展開したいと考えております。

○座長 ありがとうございます。

○委員 3点お伺いします。

1点目として、全国で事業を展開している中で、地域特性をいかしたどのようなメリットがあると考えているのか。

2点目として、利用したくてもできない方のためにバスを用意するなどの工夫は考えているのか。

3点目として、中期運営計画案が成功した場合には、つくば市でのゴールはどこに設定するつもりなのか。

○シンコースポーツ株式会社 まず、メリットに関しましては、地域に溶け込んで仕事をしていき、実績を積むことで事業拡大につながるものがメリットとして考えられますが、私どもが一番のメリットとしている点としましては、施設で働く従業員を全てつくば市内のスタッフで雇用を進めていきます。障害者の雇用も促進しているところでございますが、ウェルネスパークは障害者が働く環境としては多少の修繕は必要ですが、不可能ではないと思います。雇用の

促進を今回の事業のメリットとしております。

二点目につきましては、ロケーションに関しましては、施設の魅力を高めれば、遠くても利用しに来ると考えております。地域に関して、取組みによって地域との連携が図れ、利用促進につながります。それでも伸びなかった場合にバスなどを考えますが、まずはそういった取組を進めていく予定でございます。

三点目につきましては、つくば市内でのビジョンとしましては、地域との連携を図りながら、魅力を広めていきたいと考えています。最終的な目標としましては、今つくば市内の成人の運動実施率は40%とされております。これを15～20年先には55%まで伸ばすことが可能であると考えています。指定管理者のみでは難しいかも知れませんが、筑波大学さんや地域の他の体育施設と協力し55%までひきあげることもできるのではないかと。また、施設の特徴を見たときに、料金設定について、市内市外で一律であったり、プールの団体利用がない、というようなことがあります。ここを改正することで、利用者は増えると思います。この5年間では条例改正も視野に入れ、施設のさらなる改善に取り組みたいと考えております。

○委員 事業計画の中で、5年間の利用者推移はどのように考えているのかを教えてください。

○シンコースポーツ株式会社 非常に難しいですが最大利用者が25万人ぐらいですが、利用形態を変えることで、利用者数を増やすことは難しいことではないと考えております。実際にどのぐらい伸ばせるかを明言するのは難しいですが、目標は今後5年間で5%まず伸ばそうと。既存の利用者が、団体利用や教室の増加により使いづらくなってしまう懸念もありますので、1年で1%増やし、5年間が終わりましたら、運動率の増加を目指しつつ、さら利用者を5%増やすことで、10年間で10%の増加を目標値としては設定しております。

○座長 その他御質問等いかがでしょうか。

○委員 基本理念で「スポーツでつながる」とあるが、具体的に何をどうやってつなげるのか。もう一点、「絆」とあるが、具体的にどうやってこれを実現するのか。

○シンコースポーツ株式会社 これから先の公共スポーツのあり方に関して、ぶれない考えがありまして、健康増進施設という位置づけであったとしても、その施設は税金でまかなう施設ですので、そこには文化的なものもやっていきたいというお客様もいらっしゃると思います。単一的な目標だけで施設運営をしても、お客様は伸びない、地域の方々が複数の目的を達成できる施設が今後は必要であると考えております。この施設はこういう施設なんだと分かるようなイベントを開催し、地域とのつながりを深めます。また、防災訓練を協働で行うことにより安全性の連携を図り、日々のコミュニケーションをとり、スタッフの高いモチベーションを維持することにより、よりよい運営に向けた絆ができると思います。そのことによって、地域の方々の信頼を得ることができ、

よりよい施設運営につながるができる、これが私たちの責務だと考えております。

○座長 その他御質問等いかがでしょうか。

○委員 職員のモチベーションを高いまま維持するのは難しいと思うが、そのように維持していこうとお考えですか。

○シンコースポーツ株式会社 人事評価制度であったり、個人の取組に関して会社が評価する制度は設けてあります。ただ、スタッフの働きを本部の人間が常に見るのは難しいので、個々が意識を働ける環境の整備を行います。また、男女の比率はバランスよくします。働いてるスタッフ同士で、良いサービスができていたらカードでできていることを教えてあげるような取組をしております。小さなことですが、これがモチベーションを高めるきっかけとなっております。

○座長 質疑応答は以上となります。申請者のかたは御退出ください。

【申請者退出】

○座長 それでは、採点の方お願いいたします。採点にあたりまして、何かございましたら、お願いいたします。

採点の方はよろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。

続いて3者目、つくばアクアフาร์มになります。事務局は申請者を入室させていただきます。

【つくばアクアフาร์มによるプレゼンテーション】

○座長 ありがとうございます。只今のプレゼンテーション又は申請書類等について御質問等ございましたらお願いいたします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございますか。

○委員 出前講座を実施するとありますが、そこまで来られない方はどうするのか。バスなども用意することを考えているのか。また、相談業務のあとの結果やアフターケアはどうするのか、お聞きしたいです。

また、今回三者でのグループ申請ですが、合意形成はどのように行っていく予定なのか。

最後、最終的なゴールをどこにおいてどのようなミッションに取り組んでいくのか。以上3点について伺います。

○つくばアクアフาร์ม 健康講座を開いて参加する方は健康意欲のある方であり、ないかたは参加しないのが現状です。なので、出前講座でこちらからうかがうことにより、健康に関する市民同士の会話が増え、実際に施設利用者が増えると考えております。それでも足がなくて来られない方については、できれば巡回バスを増設して足を確保することが鍵になってくるとかんがえており

ます。

連携については、筑波大学の産学連携で実施することにより、うまくやっていきたいと思います。

○委員 入場者数について、今後5年間の推移はどのようにかんがえているのかと、先ほどバスの話なんかもありましたが、利用者増加に向けた取組はどのようなものを考えているかをお聞かせください。

○つくばアクアファーム 利用者については、1、2年目は3%の増加を見込んでおります。それにつきましては、新しい教室を増加していきながら、既存の教室も開催していく予定です。3～5年目は、3.5%ないしは4%の増加を見込んでおり、できるだけ増員したいと考えております。

独自の割引サービスの構築や、乗り合いタクシーの有効活用を含めた移動手段の確保など、利用しやすい環境を整えることで、利用者増加につながったという実例もございますので、そういったことを実施していきたいと考えております。

○委員 2点あります。経営方針に「市民への運動習慣の定着と生活習慣の改善」とありますが、この施設を用いて、実現の可能性はどのくらいですか。

○つくばアクアファーム この施設を熟知してるわけではないが、これまで、この施設利用を通じて生活習慣が改善されたなどの客観的な報告は聞いておりません。私が考えているのは、まず地域の方にここを知っていただくことが重要であり、そのための取組として出前講座を重要事業として実施しております。

○委員 もう一点として、水という観点からすればアクアライフ研究所が担当するとのことで、安心だが、陸に関しては若干弱い気がするが、大丈夫ですかという懸念があります。

○つくばアクアファーム 陸に関しては、現時点でも、申請に当たり、専門の方に御協力いただいているところであります。

○委員 協力については理解できるが、丸投げにならないかが心配である。経営母体の思いがきちんと伝わるかが不安です。

○つくばアクアファーム きちんと連携して運営していきたいと考えております。

○委員 ウェルネスパークを知ってもらうための方法として、メディアを利用することなどは考えていますか。

○つくばアクアファーム メディア媒体は非常に重要であり、インターネットは特に現代では重要な媒体ですので、利用したいと考えております。

○委員 アクアライフ研究所でプールの運営をされるということですが、労働関係書類を見ると、アクアライフ研究所では三六協定もだされていないことについてはいかがですか。

○つくばアクアファーム 三六協定については、アクアライフ研究所では座員業はなく、祝日の就業もありませんので、三六協定を提出しておりません。

○委員 そうなると、これからのプール施設の運営についても、残業、祝日の運営なしで行うんですか。

○つくばアクアファーム 指定管理者になった場合につきましては、提出する方向で考えております。

○座長 それでは、質疑応答はこれで終了させていただきます。申請者の方は御退出くださるようお願いいたします。

【申請者退出】

○座長 それでは、採点の方お願いいたします。採点にあたりまして、何かございましたら、お願いいたします。

事務局で集計いたします。集計が終わるまで各自休憩といたします。

【休憩】

○座長 集計が終わりましたので、結果を事務局から報告させていただきます。それでは事務局お願いします。

○事務局 集計結果につきまして、御報告させていただきます。

候補者につきましては、シンコースポーツ株式会社を第一順位とした委員が11名いたため、シンコースポーツ株式会社を指定管理者候補者といたします。

候補者を除く2者では、T.P.H ウェルネス推進グループを第一順位とした委員が7名、つくばアクアファームを第一順位とした委員が5名であったため、次点候補者をT.P.H ウェルネス推進グループとします。

○座長 ありがとうございます。以上の結果につきまして、御質問等ございますか。では、事務局から報告書の案について説明をお願いします。

○事務局 **【報告書（案）について説明】**

○座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について御質問等ありますか。

では、報告書につきましては、事務局案を採用してよろしいでしょうか。

－異議なし－

それでは、当会議の検討結果については、只今の報告書により市長に報告し、12月議会において指定管理者指定議案として上程したいと思います。

最後に、事務局から連絡事項等があればお願いします。

○事務局 **【連絡事務】**

○座長 それでは閉会いたします。

委員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、指定管理者候補者の公平・公正な選定及び会議の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

平成 30 年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 次第

日時 平成 30 年 10 月 29 日（月） 9 時～

場所 つくば市役所 5 階 庁議室

平成 30 年度選定対象施設：つくばウェルネスパーク

【委嘱状交付式】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶

【つくば市指定管理者候補者選定検討会議】

- 1 開会
- 2 会議の公開について
- 3 報告事項 対象施設の概要，募集概要及び申請状況について
- 4 承認事項 採点表における各審査項目の配点について
 - (1) 選定に関する基準について
 - (2) 各施設の採点表について
- 5 つくばウェルネスパークに係る候補者決定
 - (1) 実績評価表及び類似施設の運営状況について
 - (2) 採点表における加減点の承認について
 - (3) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
 - ① T.P.H ウェルネス推進グループ
 - ② シンコースポーツ株式会社
 - ③ アクアフาร์ม
- 6 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定
- 7 閉会

つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの

(2) 市内に在住し、在勤し、在学する者で、公募により市長が選定するもの

(3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

(会議等)

第4条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、副市長をもって充てる。

- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第 5 条各号の不開示情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りではない。

（委員の責務）

第 5 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（結果の公表）

第 6 条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

（庶務）

第 7 条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

平成30年度 つくば市指定管理者候補者選定検討会議 委員名簿 (敬称略)

	委嘱・庁内別	氏 名	所 属 等
1	座長	毛塚 幹人	つくば市副市長
2	委嘱委員	岡田 幸彦	筑波大学 理工学群 社会工学類 システム情報工学研究科 社会工学専攻 サービス工学学位プログラム 准教授
3			社会保険労務士
4		牧内 京子	税理士
5		三田 輝幸	イオンモール株式会社 イオンモールつくば ゼネラルマネージャー
6		松本 茂	市民委員
7		若松 昭司	市民委員
8	庁内委員	萩原 武久	つくば市スポーツ振興担当理事
9		神部 匡毅	つくば市政策イノベーション部長
10		高野 正美	つくば市財務部長
11		飯村 通治	つくば市市民部長（施設所管部）

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込み

があるとき。

- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

- (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

- 2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。
- 3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。
- 4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍

聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市開発審査会条例の一部改正)

- 3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正)

- 4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正)

- 5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正)

- 6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

（行政文書の開示義務）

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1）（略）

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（3）～（6）（略）

（平 29 条例 22・一部改正）

資料2

つくばウェルネスパーク指定管理者申請状況

1 現地説明会参加団体数 (実施日:平成30年8月10日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
件数	5	3	3	11

2 指定管理者申請団体数 (受付期間:平成30年7月27日～8月30日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
件数	2	0	1	3

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

- 3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

- 2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

- 3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上と

なった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支
予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年2月3日から施行する。

資料4

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5： 1＝好ましくない 2＝普通より劣る 3＝普通 4＝普通より優れている 5＝優れている

7： 1＝好ましくない 2＝普通より劣る 3＝普通よりやや劣る 4＝普通 5＝普通よりやや優れている 6＝普通より優れている 7＝優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
14	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表		
合 計 点 数				(基準点)
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要

施設概要	名称					
	所在地					
	関係条例等					
	設置目的					
指定管理者	名称					
	所在地					
指定管理業務の内容						
指定期間						
総合評価(年度評価)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況 (利用者の満足度, 苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

評 価 項 目		
(1)管理状況		評 点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃, 警備, 保守点検, 環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育, 育成は適切に行われたか。(就業規則, 接遇等研修, 法令, 情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策, 事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災, その他事故等緊急時の体制, 対応は十分であったか。	
【評価の理由】		
(2)運営状況		評 点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し, それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し, 適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果, 施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較, 導入後の推移等)	
【評価の理由】		

2 評価結果

評価項目		
(3)収支状況	項目	視点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。
	【評価の理由】	

【総合評価】

合計評点		評価ランク	
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針も記載する。			

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧, 月別施設別稼働率一覧, 自主事業実績, 利用者満足度調査(アンケート調査等)結果, 苦情一覧, 収支報告書等), モニタリングチェックシート, 労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
- 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
- 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
- 1: 工夫や改善は認められるが, 結果的に目標や計画を下回っており, さらなる努力が必要なもの
- 0: 目標や計画を下回っており, (所管部署の指導にもかかわらず,) 工夫, 改善が足りないもの

※ ただし, 採点に当たっては, 目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果, 特に優れていると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が46点以上)
- A: 総合的に評価した結果, 優れていると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が37~45点)
- B: 総合的に評価した結果, 適正に運営されていると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が28~36点)
- C: 総合的に評価した結果, さらなる努力が必要であると認められる
(合計点が17~27点, ただし, 合計点が28点以上であっても0点の項目がある場合)
- D: 総合的に評価した結果, 改善すべき点があると認められる
(合計点が16点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により, 下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加点
- A: 3点加点
- B: 0点
- C: 3点減点
- D: 5点減点

※更新年度評価での加減点とし, 年度評価及び最終評価では考慮しない。

採点結果表（例：申請者2者）

選定委員	採点結果			
	申請者A		申請者B	
	得票	点数	得票	点数
A	○	58		56
B	○	56		54
C		61	○	62
D		53	○	54
E	○	63		61
F		58	○	59
G	○	61		59
H		59	○	60
I	○	60	○	60
J	○	59	○	59
得票合計 点数合計	6	588	6	584

申請者Aと申請者Bで、第1順位に選んだ選定委員は6名で同数。そのため、合計点数で順位を決定する。

申請者Aを指定管理者候補者とし、申請者Bを次点候補者とする。

資料7

つくばウェルネスパーク 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5： 1＝好ましくない 2＝普通より劣る 3＝普通 4＝普通より優れている 5＝優れている

7： 1＝好ましくない 2＝普通より劣る 3＝普通よりやや劣る 4＝普通 5＝普通よりやや優れている 6＝普通より優れている 7＝優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)	7	4
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)	5	3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	7	4
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、 活動状況、 事業報告書、 収支決算書、納税	7	4
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、 定款等活動状況、 事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、 積算内訳、 労働環境確認シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		7	4
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合 計 点 数			89	(基準点) 52
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	市民部 スポーツ振興課
評価対象期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)

1 施設の概要

施設概要	名称	つくばウェルネスパーク			
	所在地	つくば市山木1562番地			
	関係条例等	つくばウェルネスパーク条例			
	設置目的	市民に運動の場及び保養の場を提供するとともに、必要に応じて健康の保持増進に関する指導及び助言を行うことにより、市民の健康づくりを支援及び促進するため。			
指定管理者	名称	T.P.Hウェルネス推進グループ			
	所在地	つくば市篠崎1990-11			
指定管理業務の内容		(1) つくばウェルネスパーク(以下パークという)の施設等及び植栽並びに物品の維持管理に関すること (2) 次に掲げる事業に関すること ①運動及び保養のための施設の提供に関すること ②健康の保持増進に関する指導及び助言に関すること ③健康の保持増進に関する教室、講座、講演会等の実施に関すること ④その他パークの設置目的達成のため必要な事業 (3) 利用の許可に関すること (4) 利用料金の徴収に関すること (5) 利用者に対する利用許可の取り消し、利用制限及び停止並びに退去命令に関すること (6) 来園者に対する退去命令に関すること (7) 指定管理者が行うことのできる業務			
指定期間		平成28年4月1日から平成31年3月31日まで(3年間)			
総合評価(年度評価)	平成29年度	平成28年度			
	36 B	14 B			

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等	【計画】 ヘルスプラザ 185,000人 スタジアム 55,000人 スポーツフィールド 9,000人	【平成28年度】 ヘルスプラザ 177,164人 スタジアム 55,752人 スポーツフィールド 9,072人 【平成29年度】 ヘルスプラザ 173,809人 スタジアム 57,360人 スポーツフィールド 8,836人	ヘルスプラザの利用者数については、計画に対して実績は下回った。原因としては、平成28年度は、民間スポーツ施設の設立の影響や、平成29年度は、熱源供給元であるクリーンセンターの焼却施設基幹的改良工事による休館が、例年より20日間増加したことが考えられる。 スタジアム利用者数については、目標を上回った。
自主事業 (講座・セミナー等)	自主事業1 スポーツ施設関係 (カルチャースクール、スタジオリュン、プールレッスン等) 自主事業2 食事及び物販等 (レストラン、物販、農産物直売等)	【平成28年度】 収入達成率(実績/計画) ・自主事業1達成率 101.9% ・自主事業2達成率 104.7% 【平成29年度】 収入達成率(実績/計画) ・自主事業1達成率 127.3% ・自主事業2達成率 105.4%	アンケート等を利用して来館者ニーズに沿った既存自主事業の内容変更等を行い、売上げが伸びた。さらに平成29年度は、新規自主事業の開催も行い、水泳教室の拡充にも取り組み、売上げを伸ばした。
アンケートの実施状況 (利用者の満足度、苦情等)	利用者のニーズや苦情を適切に把握する仕組みを確立し、サービスレベルの継続的な向上を図るとともに、施設の運営に反映できるよう対応する。利用者のニーズに沿ったサービスを提供するため、定期的なアンケートを実施し、スタッフミーティング等での協議を行う。 また、スタッフに対して接遇と苦情対応の研修を実施する。	【平成28年度:236件】 ○管理は行き届いているか 満足93.2% 不満6.8% 未回答0% ○利用しやすいと思うか 満足80.5% 不満11.0% 未回答8.5% ○職員の対応 満足87.2% 不満5.9% 未回答6.9% 【平成29年度:180件】 ○管理は行き届いているか 満足89.4% 不満10.6% 未回答0% ○利用しやすいと思うか 満足84.4% 不満13.9% 未回答1.7% ○職員の対応 満足88.9.0% 不満7.0% 未回答4.1%	平成28年度は、施設スタッフ部門長会議の充実を図り、より施設運営に反映できるよう努めた。 引き続き利用者のニーズの把握やサービス向上に努めるよう、スタッフ全員の意識向上を指示した。
収支状況	【平成28年度】 収入 223,463,000円 (指定管理料66,927,000円) 支出 223,463,000円 (人件費76,800,000円) 差引 0円 【平成29年度】 収入 222,057,000円 (指定管理料67,290,000円) 支出 222,057,000円 (人件費78,000,000円) 差引 0円	【平成28年度】 収入 223,645,351円 (指定管理料66,927,000円) (その他156,718,351円) 支出 217,930,256円 (人件費79,137,526円) (その他138,792,730円) 差引 5,715,095円 【平成29年度】 収入 224,810,318円 (指定管理料67,290,000円) (その他157,520,318円) 支出 218,460,196円 (人件費74,076,120円) (その他144,384,076円) 差引 6,350,122円	自主事業における水泳教室の売上げ、新規自主事業の開催により、計画額を上回り、黒字収支となった。

2 評価結果

評 価 項 目		
(1)管理状況		評 点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃, 警備, 保守点検, 環境配慮等)	2
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育, 育成は適切に行われたか。(就業規則, 接遇等研修, 法令, 情報管理等)	2
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	2
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策, 事故防止策は適切であったか。	2
⑦危機管理体制	防犯及び防災, その他事故等緊急時の体制, 対応は十分であったか。	2
【評価の理由】 報告書等に関して、書類の軽微な記載誤りなどは、改善の必要があるが、施設管理全般としては、計画に沿った管理が適切に行われた。クリーンセンターの工事に伴い休館日数が増加したが、その期間に管理向上に向けた職員教育及び施設清掃等を行った。 安全対策・事故防止については、閉館時の見回りの強化を行い、放置車両等がある場合は、警察と連絡をとり、事件性の有無の確認を行った。 スタッフの配置は、事業計画書に沿って施設管理を行い、プールのスタッフについては、利用者が増える時期はより安全な体制をとるよう行った。		
(2)運営状況		評 点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	2
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	3
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が図られたか。	3
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	3
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	2
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果, 施設利用者の満足が得られているか。	2
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較, 導入後の推移等)	2
【評価の理由】 自主事業や利用者への情報提供(チラシ等)に関して、昨年度に引き続き努力がみられる。利用者ニーズを受け、自主事業の新規自主事業の開催や、水泳教室の拡充を行い、利用促進を図った。 また、利用者アンケートでは、利用のしやすさ、受付、清掃、事務職員の対応など平成28年、平成29年共に、満足度が高い結果となった。 利用者人数は、民間スポーツ施設の設立や、クリーンセンターの工事に伴い、計画人数を下回った。		

2 評価結果

評価項目		
(3)収支状況	項目	視点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。
	【評価の理由】 ヘルスプラザの利用者数は昨年度より減ったものの、自主事業の水泳教室の拡充や、新規自主事業の企画・実施など、利用者ニーズに即した教室や物販などにより、黒字収支となった点は評価できる。今後も利用者ニーズの把握を怠らず、新たな自主事業の実施などサービスの向上を図り、黒字収支を継続してほしい。	

【総合評価】

合計評点	36	評価ランク	B
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針も記載する。			
民間スポーツ施設の設立やクリーンセンターの基幹的改良工事に伴う休館日が増加したにもかかわらず、自主事業内容の見直しや新規自主事業の企画・実施など、利用者ニーズに即した教室などを行い黒字収支で年度を終えたことは評価に値する。報告書の不備や、アンケートのお客様の声に対する対応(回答内容)には、意識の低さ等の課題が残るが、携帯電話の電波増幅工事を行うなど利用環境を良くする努力も見られた。 また、施設内の事故等を防ぐため、車両の一方通行を実施するなど、安全性を高める提案もあった。 より良く、施設を管理運営し、安全・快適にサービスを提供するために、スタッフ一人一人の危機管理に対する意識の向上など、指定管理者として努力を継続して欲しい。			

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なものの
 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が46点以上)
 A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が37～45点)
 B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が28～36点)
 C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が17～27点、ただし、合計点が28点以上であっても0点の項目がある場合)
 D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が16点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加
 A: 3点加
 B: 0点
 C: 3点減
 D: 5点減

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

類似施設業務実績調査表

指定管理者を募集する施設

つくばウェルネスパーク

所管課

スポーツ振興課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
T. P. Hウェルネス 推進グループ	つくばウェルネスパーク	指定管理	H22～H30	無
	常陸大宮市	介護予防事業(公民館指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
	笠間市(友部地区)	介護予防事業(運動指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
	フォレスパ大子(大子町)	特定保健指導(プール指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
	栃木県芳賀教育事務所 学校支援課	小学校水泳指導員派遣 (株)パシフィック	H23～H24	無
	栃木県茂木町	介護予防事業(福祉センター 出張指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
	栃木県さくら市	保険高齢対策事業(さくら施設 内運動指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
つくばアクアファーム	洞峰公園・赤塚公園	指定管理 (筑波都市整備(株)) (株)東京アスレチッククラブ)	H19～H34	有
	筑波北部公園他14公園	指定管理 (筑波都市整備(株))	H20～H23	無
	羽成公園他12公園	指定管理 (筑波都市整備(株))	H23～H26	無
	つくば市花畑近隣公園 他10公園	指定管理 (筑波都市整備(株))	H23～H29	有
	つくば市花畑近隣公園 他5公園	指定管理 (筑波都市整備(株))	H29～H32	無
	つくば市 パークアンドライド駐車場	指定管理 (筑波都市整備(株))	H18～H27	無

洞峰公園	委託 (筑波都市整備(株))	S55～H19	無
赤塚公園	委託 (筑波都市整備(株))	S56～H19	無
松見公園	委託 (筑波都市整備(株))	S52～H20	無
二の宮公園	委託 (筑波都市整備(株))	S53～H20	無
さくら交通公園	委託 (筑波都市整備(株))	S53～H20	無
かつらぎ公園	委託 (筑波都市整備(株))	S55～H20	無
羽成公園	委託 (筑波都市整備(株))	S55～H20	無
手代木公園	委託 (筑波都市整備(株))	S56～H20	無
小貝川スポーツ公園	委託 (筑波都市整備(株))	S62～H20	無
万博記念公園	委託 (筑波都市整備(株))	S62～H20	無
筑波北部公園	委託 (筑波都市整備(株))	S63～H20	無
さくら運動公園	委託 (筑波都市整備(株))	H4～H20	無
桜南スポーツ公園	委託 (筑波都市整備(株))	H4～H20	無
荃崎運動公園	委託 (筑波都市整備(株))	H14～H20	無
高崎サッカー場	委託 (筑波都市整備(株))	H14～H20	無
手代木公園外8公園	委託 (筑波都市整備(株))	H30～H31	無
東光台運動公園外7公園	委託 (筑波都市整備(株))	H30～H31	無
長野市温湯地区 温泉利用施設「湯一ぱれあ」	PFI事業 (NPO法人 つくばアクアライフ研究所)	H18～H33	無
西東京市 スポーツ・運動施設	指定管理 (NPO法人 つくばアクアライフ研究所)	H20～H25	無

国分寺市体育施設	指定管理 (NPO法人 つくばアクアライフ研究所)	H20～H25	無
筑西市VIVIDヒロサワ (デイサービスセンター)	要介護者水中運動指導 (NPO法人 つくばアクアライフ研究所)	H16～H25	無
あけの元気館(筑西市)	(NPO法人 つくばアクアライフ研究所)	H26～H31	無
杉並区 上井草スポーツセンター 妙正寺体育館	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H29～H34	無
中野区立体育館 (全3施設)	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H28～H33	無
江戸川区スポーツセンター	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H28～H33	無
荒川総合スポーツセンター	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H28～H31	無
国分寺市民スポーツセン ター (全8施設)	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H30～H35	有
小金井市総合体育館 (全2施設)	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H26～H31	無
狛江市民総合体育館 (全8施設)	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H26～H31	無
仙台市 宮城広瀬総合運動場	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H27～H32	有
仙台市葛岡温水プール (全3施設)	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H27～H32	有
取手 グリーンスポーツセンター	指定管理 (NPO法人 つくばアクアライフ研究所) (株)東京アスレチッククラブ)	H28～H33	有
阿蘇市アゼリア21	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H27～H32	無
中野区産業振興センター	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H29～H34	無
港区立健康増進センター	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ)	H26～H31	無

	浜松市浜北温水プール	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ	H27～H31	無
	生駒市井出山体育施設 (全4施設)	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ	H27～H37	無
	新宿区新宿スポーツセンター	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ	H28～H33	無
	茅ヶ崎市屋内温水プール	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ	H28～H32	無
	中野区スポーツ・コミュニティ プラザ	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ	H30～H33	無
	玉野市総合体育館	指定管理 (株)東京アスレチッククラブ	H30～H33	無
シンコースポーツ(株)	リフレッシュプラザ柏	指定管理	H18～H33	有
	さわやかプラザ軽井沢 (千葉県鎌ヶ谷市)	指定管理	H22～H32	有
	和名ヶ谷スポーツセンター (千葉県松戸市)	委託	H8～H31	無
	厚木ふれあいプラザ (神奈川県厚木市)	指定管理	H26～H33	有
	上尾市健康プラザ「わくわく ランド」	指定管理	H24～H34	無
	さいたま市健康福祉センター 「西楽園」	指定管理	H27～H32	有
	深谷グリーンパーク (埼玉県深谷市)	指定管理	H24～H34	有
	ヨネッツこうちプール (高知県高知市)	指定管理	H18～H31	有
	高松ループしおのえ (香川県高松市)	指定管理	H18～H33	有
	一宮市エコハウス	指定管理	H20～H35	無
	豊橋市りすば豊橋	再委託	H21～H30	有

広島クアハウス湯の山 (広島県広島市)	再委託	H22～H32	無
県民健康福祉村「ときめき元 気館」 (埼玉県越谷市)	指定管理	H23～H33	有
狭山市健康文化センター「サ ンパーク奥富」	指定管理	H22～H31	無
倉敷交流スクエア (岡山県倉敷市)	指定管理	H25～H32	有
出雲ゆうプラザ (島根県出雲市)	指定管理	H22～H33	有
一宮 ゆうゆうのやかた (愛知県一宮市)	指定管理	H20～H35	無
寝屋川市西高齢者福祉セン ター	指定管理	H30～H35	無
ラ・ペアーレ浜田 (島根県浜田市)	指定管理	H25～H30	有
西条市椿交流館 (愛知県西西条市)	指定管理	H29～H32	有
久留米市城島保険福祉セン ター	指定管理	H27～H32	有
久留米市北野複合施設	指定管理	H27～H32	有
佐賀県牛津保健センター (佐賀県子城市)	指定管理	H23～H33	無
佐賀県三日月保健センター (佐賀県小城市)	指定管理	H20～H33	無
上富良野町保健福祉総合セ ンター「かみん」 (北海道空知郡上富良野町)	委託	H28～H33	無
千葉市中央コミュニティセン ター	指定管理	H23～H33	有
静岡県総合健康センター (静岡県三島市)	指定管理	H24～H32	無

立川市泉市民体育館	指定管理	H26～H31	有
あきる野市五日市ファインプラザ	指定管理	H21～H31	有
八王子市甲の原体育館	指定管理	H25～H33	有
長野運動公園総合運動場 (長野県長野市)	指定管理	H18～H33	有
南長野運動公園 (長野県長野市)	指定管理	H28～H33	有
岡谷市スポーツ施設	指定管理	H21～H31	有
中央区立総合スポーツセンター	指定管理	H18～H33	無
南足柄市体育施設	指定管理	H26～H31	有
寒川町総合体育館	指定管理	H28～H33	無
三島市体育施設等	指定管理	H17～H31	有
島田市総合スポーツセンター	指定管理	H22～H35	有
静岡県富士市水泳場	指定管理	H30～H35	無
群馬県立敷島公園 (群馬県前橋市)	指定管理	H24～H33	有
佐野市運動公園	指定管理	H29～H34	無
忍野村フィットネスセンター	指定管理	H27～H32	無
和光市勤労福祉センター	指定管理	H23～H33	無
蕨市民体育館	指定管理	H23～H33	無

熊谷運動公園(埼玉県熊谷市)	指定管理	H21～H34	無
久喜市立体育施設 (栗橋・菖蒲・鷺宮)	指定管理	H26～H31	有
あさごふれあいプール「くじら」 (兵庫県朝来市)	指定管理	H17～H33	無
朝来和田山プール「エスポア」 (兵庫県朝来市)	指定管理	H20～H33	無
倉敷市屋内水泳センター	指定管理	H26～H31	無
広島県立びんご運動公園 (広島県尾道市)	指定管理	H28～H34	有
茨木市西河原市民プール	指定管理	H27～H32	有
大宰府史跡水辺公園 (福岡県太宰府市)	指定管理	H18～H33	無
香川県立総合プール (香川県高松市)	指定管理	H20～H35	有
和歌山秋葉山プール (和歌山県和歌山市)	指定管理	H25～H31	有
久留米市民温水プール	指定管理	H29～H34	無
総合ケアセンター「ゆくり」 (北海道勇払郡厚真町)	委託	H29～H31	無
オーベルジュましけ (北海道増毛郡増毛町)	委託	H29～H31	無
吉田町総合体育館	委託	H30～H31	無
埼玉白岡保健センター (埼玉県白岡市)	委託	H16～H31	無
芦屋福祉プール (兵庫県芦屋市)	委託	H22～H31	無
養父市温水プール	指定管理 委託	H26～H29(指定管理) H29～H	無

越谷市市民プール	再委託	H17～H31	無
静岡エコパアリーナ【小笠山 総合運動公園トレーニング ルーム】 (静岡県袋井市)	再委託	H26～H33	無
宝塚市スポーツセンター	再委託	H26～H31	無
満島けんこうクラブ (兵庫県養父市)	委託	H30～H31	無
昭島市スポーツセンター	委託	H17～H31	無
岡崎げんき館 (静岡県岡崎市)	PFI	H20～H46	無
新潟県立武道館 (新潟県上越市)	PFI	H31～H47	無
袋井市総合体育館	PFI	H32～H48	無

つくばウェルネスパーク
指定管理者候補者選定検討結果報告書（案）

平成 30 年 10 月 29 日

つくば市指定管理者候補者選定検討会議
（事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課）

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくばウェルネスパーク
- (2) 所在地 資料 2 「大曽根児童館施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「大曽根児童館施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「大曽根児童館施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくばウェルネスパーク条例（平成 21 年つくば市条例第 36 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「大曽根児童館施設概要」参照

3 指定予定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	備 考
1	副市長	毛塚 幹人	座長
2	筑波大学システム情報系 社会工学域 准教授	岡田 幸彦	委嘱委員
3	税理士	川端 京子	
4	市民委員	松本 茂	

5	イオンモールつくば ゼネラルマネジャー	三田 輝幸	
6	市民委員	若松 昭司	
7	社会保険労務士		
8	スポーツ振興担当理事	萩原 武久	庁内委員
9	政策イノベーション部長	神部 匡毅	
10	財務部長	高野 正美	
11	市民部長（施設所管部長）	飯村 通治	

5 選定までの経過

平成30年7月20日（金）～平成30年8月30日（木） 募集要項配布

平成30年7月23日（月）～平成30年8月23日（木） 質問受付

平成30年8月10日（金） 現地説明会

平成30年7月27日（金）～平成30年8月30日（木） 申請書類受付

平成30年8月31日（金）～平成30年9月28日（金）

第一次審査（市民部スポーツ振興課、政策イノベーション部企画経営課
による書類審査）

平成30年10月29日（月） 指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】

名 称：T.P.Hウェルネス推進グループ

所在地：茨城県つくば市篠崎 1990-11

【申請者2】

名 称：シンコースポーツ株式会社

所在地：東京都中央区日本橋掘留町 2-1-1

【申請者3】

名 称：つくばアクアファーム

所在地：茨城県つくば市竹園 3-18-2

7 審査

募集要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／市民部スポーツ振興課課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
② 選定方法に基づく審査

8 選定方法

つくば市指定管理者候補者の選定に関する基準（資料3参照）に基づき、採点表（資料4参照）を用いて選定を行った。

9 選定結果

- (1) 候補者

【申請者●】

名 称：

所在地：

代表者：

設 立：

資本金：

事業内容：

主な実績：

- (2) 次点候補者

【申請者●】

名 称：

所在地：

代表者：

設 立：

資本金：

事業内容：

主な実績：

10 選定理由

つくば市指定管理者候補者の選定に関する基準第6条の2及び第6条の3に基づき、申請者●を候補者として選定し、申請者●を次点候補者として選定した。

